

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始
建築基準法に基づく道路の位置指定

(道路維持課) 六四一
(同) 六四二
(建築指導課) 六四一

土地改良区役員の退任及び就任

(飛騨農林事務所) 六四三

告 示

岐阜県告示第五百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員(メートル)	延 長 員(メートル)	備 考
県道	北野線 乙狩線	岐阜市出屋敷七一六番地先 地内	前	八 五 〇 六	五 〇 〇	
			後	九 七 三 二		

岐阜県告示第五百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

年建設省令第四十号（第十条の規定により公告する。

平成二十二年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	指定番号	指 定 日 月 年
羽島郡岐南町上印食二丁目一〇二番	四・五	一九・三	岐建築第九号の六	平成 三・八・二
羽島郡笠松町北及字狐山一九二五番	四・五	三・九	岐建築第九号の七	同 八・〇

西濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	指定番号	指 定 日 月 年
安八郡安八町南今ヶ淵字河原四〇八番四	五・〇	三・九	西建築第一〇五号の三	平成 三・七・〇
揖斐郡池田町畑字松原七〇八番一	六・〇	三・五	西建築第一〇五号の四	同
海津市海津町内記字三の割二〇七番九	六・〇	三・七	西建築第一〇五号の五	平成 三・七・二七
海津市南濃町津屋字山神一九四一番一三	六・〇	四・九	西建築第一〇五号の六	同 八・三
揖斐郡大野町大字黒野字小路敷三二	六・〇	四・九	西建築第一〇五号の七	同 八・〇
揖斐郡池田町白鳥字田中三三八五番四	四・〇	二・六	西建築第一〇五号の八	平成 三・九・八
揖斐郡大野町大字大野字宮東一〇二	六・〇	七・八	西建築第一〇五号の九	同
揖斐郡大野町大字大野字宮東一〇二五番四	六・〇	三・六	同	同

中濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	指定番号	指 定 日 月 年
美濃加茂市下米田町西脇字田中浦一五二六番四	五・〇	二・五	中建築第三二号の四	平成 三・八・二〇

可児郡御嵩町中字佐渡一九八七番一	六・〇	三・四	中建築第三号の五	同 八・六
美濃加茂市加茂野町加茂野字稲場五五一番四	六・三	五・五	中建築第三号の六	同 九・六

東濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	指定番号	指 定 日 月 年
中津川市千旦林字坂本一三八六番一	六・〇	三・〇	東建築第四号の五	平成 三・九・四
同 市茄子川字東通六九二番三四	四・六	一・九	東建築第四号の六	同 九・四

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

土地改良区役員退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年十月十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
高原本土地改良区	平成 三・九・七	理事	下田 昌昭	高山市上宝町本郷 一五二〇番地
改良区		副理事	中桐 光俊	飛驒市神岡町小萱 一三二八番地

